

地域警察運営規程の全部改正について

平成5年5月25日

岩地域発第341号

岩手県警察本部長

〔沿革〕 平成7年2月岩生安企発第34号・岩警務発第22号、平成13年3月岩地域発第102号、平成13年8月岩地域第565号改正

通達の概要

外勤警察運営規則(昭和44年国家公安委員会規則第5号)の一部が改正され、題名が「地域警察運営規則(以下「改正規則」という。)に改められたほか、所要の改正が行われたことに伴い、地域警察運営規程(平成元年岩手県警察本部訓令第12号)の全部を改正し、施行することとしたもの。